

第2 日本中央競馬会

意見を表示し又は処置を要求した事項

場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約を抜本的に見直すことにより、競争性及び透明性を確保するとともに、利益を享受することができるよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	一般勘定 (項)事業外収入
部 局 等	日本中央競馬会本部、10 競馬場
自動販売機及び売店等を設置するため施設の一部を貸し付けている施設数	31 場外発売所、10 競馬場
貸付けの概要	自動販売機及び売店等を設置するために場外発売所及び競馬場の施設の一部等を貸し付けるもの
貸付けの相手方	JRA ファシリティーズ株式会社、財団法人競馬共助会、食堂業者等
日本中央競馬会が徴収した貸付料	5 億 4616 万余円(平成 21、22 両事業年度)
上記のうち JRA ファシリティーズ株式会社から徴収した貸付料	1 億 2814 万余円
JRA ファシリティーズ株式会社が販売会社から支払を受けた管理料等	5 億 8427 万余円(平成 21、22 両事業年度)
日本中央競馬会が増収を図ることができた額	4 億 5713 万円(平成 21、22 両事業年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約の見直しについて

(平成 23 年 10 月 21 日付け 日本中央競馬会理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 自動販売機及び売店等を設置するための契約の概要

(1) 自動販売機及び売店等の設置

貴会は、日本中央競馬会法(昭和 29 年法律第 205 号)等に基づき、中央競馬の開催等の業務を行っており、10 競馬場^(注1)において年間 36 回(288 日以内)の競馬を開催して、競走ごとの勝馬投票券を当該 10 競馬場及び 43 場外勝馬投票券発売所^(注2)(以下「場外発売所」という。)において発売している。

そして、貴会は、競馬開催に伴う来場者の利便性を向上させるなどのため、場外発売所及び競馬場に、飲料、タバコなどの自動販売機及び飲食物、競馬新聞等を販売する売店や食堂(以下「売店等」という。)を設置することとしており、貴会が建物を賃借している場外発売所において建物の所有者が自ら設置して運営を行っている自動販売機及び売店等を除くと、平成22事業年度は31場外発売所^(注3)及び10競馬場に合計で1,062台の自動販売機及び701か所の売店等が設置されている。

(注1) 10競馬場 札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神、小倉各競馬場

(注2) 43場外勝馬投票券発売所 貴会の場外勝馬投票券発売所35か所及び地方競馬の施設を利用した場外勝馬投票券発売所8か所(平成22事業年度末現在)

(注3) 31場外発売所 札幌、室蘭、釧路、津軽、新白河、銀座、新橋、汐留、新宿、後楽園、浅草、錦糸町、渋谷、立川、田無、横浜、伊勢佐木、新横浜、石和、名古屋、京都、難波、梅田、神戸、米子、広島、小郡、高松、八幡、博多、佐世保各場外発売所

(2) 自動販売機及び売店等を設置するための施設の貸付け及び運営形態

貴会は、場外発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置させるため、場外発売所については「日本中央競馬会不動産貸付基準」(昭和50年理事長達第9号)、競馬場については「日本中央競馬会競馬場内食堂及び売店施設貸付基準」(昭和60年理事長達第29号)に基づいて場外発売所及び競馬場の施設の一部等を貸し付けている(以下、場外発売所及び競馬場の施設の一部等を貸し付けていることを単に「施設の貸付け」という。)。上記の基準によれば、施設の貸付けに係る貸付料は、自動販売機及び売店等の売上額の多寡にかかわらず、当該施設の固定資産課税台帳登録価格等に一定の率を乗じて得た額等を基準として日割計算した額に競馬の開催日数を乗じるなどして算出することとされている。そして、貴会^(注4)は、表1のとおり、貴会の子会社であるJRAファシリティーズ株式会社(以下「ファシリティーズ」という。)^(注5)、貴会の関連一般社団法人等^(注6)の一つである財団法人競馬共助会(以下「共助会」という。)、食堂の運営を行う事業者(以下「食堂業者」という。)等に対して施設の貸付けを行っており、貸付料として21事業年度計2億7498万余円、22事業年度計2億7118万余円、合計5億4616万余円の支払を受けている。

また、貴会は、近年、施設の貸付けの一部において、食堂を設置させるため公募により選定した食堂業者と契約することとしているが、それ以外の施設の貸付けについては、相手方の選定に当たり競争によらず、ファシリティーズ、共助会等と随意契約を締結している。

表1 貸付料収入等の状況

(単位：千円)

貸 付 先	契約方式	上段：自動販売機の台数 下段：売店等の箇所数	平成 21 事業年度	22 事業年度	計
ファシリティーズ	随意契約	411 台	63,757	64,383	128,140
		148 か所			
共 助 会	随意契約	649 台	71,856	71,998	143,855
		357 か所			
食堂業者等	随意契約 (一部公募)	2 台	139,367	134,805	274,172
		196 か所			
合 計		1,062 台	274,981	271,187	546,168
		701 か所			

(注) 自動販売機の台数及び売店等の箇所数は平成 22 事業年度のものである。

そして、貴会から施設の貸付けを受けているファシリティーズ、共助会等における自動販売機及び売店等の設置及び運営の形態をみると、ファシリティーズ、共助会等が自ら自動販売機又は売店を設置して運営しているもの(以下、このような運営形態を「直営方式」という。)と自動販売機及び売店等の設置及び運営を飲食物、競馬新聞等の販売会社(以下「販売会社」という。)に委託しているもの(以下、このような運営形態を「委託方式」という。)がある。

(注 4) JRA ファシリティーズ株式会社 平成 19 年 10 月 1 日に、貴会の子会社である共栄商事株式会社等 4 社が共栄商事株式会社を存続会社として合併するとともに商号が変更されて設立された貴会の子会社である。貴会のファシリティーズに対する出資額は 6000 万円で、その持株比率は 22 事業年度末現在 94.9% となっている。

(注 5) 貴会の関連一般社団法人等 日本中央競馬会法施行規則(昭和 29 年農林省令第 56 号)の規定により、貴会の事業報告書に名称、基本財産等の事項を記載しなければならない団体であり、貴会の業務の一部又は貴会の業務に関連する事業を行っていて、貴会が出資、人事、資金、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えることができるものをいう。

(注 6) 財団法人競馬共助会 昭和 23 年 9 月に中央競馬のきゅう舎関係者の福利厚生団体として設立され、競馬に関係する調教師、騎手、きゅう務員その他のきゅう舎関係者及びその遺族の福祉の増進を図るとともに、競馬愛好者の利便に資するための事業を行う団体である。そして、貴会は、毎事業年度、上記の事業に要する経費の一部に充てるための財源として助成金を交付している。

(3) 貴会の契約制度及び閣議決定により要請されている事業運営の効率化・透明化等

貴会が行う契約については、日本中央競馬会会計規程(平成 19 年理事長達第 52 号)により、競争入札によることが原則となっており、競馬事業の公正及び中立性の確保に支障があると認める場合その他理事長が定める場合においては、指名競争に付し、又は随意契約をすることができることとなっている。そして、日本中央競馬会契約事務取扱要領(平成 19 年理事長達第 55 号)において、契約の目的又は性格が競争に適さないときなどに随意契約によることができることとされている。

また、17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」においては、「競争性のある契約のうち競馬の公正・中立性の確保上支障のない契約については、そのすべての契約を、平成22年までのできる限り早い時期に競争入札に移行させる」などとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性等の観点から、施設の貸付けに係る契約は適切に行われているか、自動販売機及び売店等の設置及び運営による利益を貴会が享受しているかなどに着眼して、自動販売機及び売店等を設置するために貴会が施設の貸付けを行っている31場外発売所及び10競馬場を対象として検査した。検査に当たっては、貴会本部、22場外発売所及び7競馬場並びにファシリティーズ本社及び5競馬場に所在する同社事業所において、施設の貸付けに関する書類、販売会社から支払を受けている管理料又は販売手数料(以下「管理料等」という。)に関する書類等により会計実地検査を行うとともに、その他の9場外発売所及び3競馬場についても、貴会本部及びファシリティーズ本社に上記の書類の提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) ファシリティーズが設置及び運営している自動販売機及び売店等

ア 運営形態別の収支状況

ファシリティーズは、貴会から自動販売機及び売店等の設置のために施設の貸付けを受け、自動販売機の設置及び運営は全て委託方式により、また、売店等の設置及び運営は4場外発売所の一部の売店で直営方式によるほかは29場外発売所及び8競馬場において委託方式により行っていた。

直営方式による売店について、飲食物、新聞等の売上額を収入とし、その仕入原価、ファシリティーズが雇用等している販売員の賃金、貴会に支払っている施設の貸付料及び光熱水費を支出として設置及び運営に係る収支をみると、表2のとおりとなっていた。

表2 直営方式の収支状況

(単位：千円)

場外発売所 事業年度 (平成)	支 出 (うち貸付料)			収 入			収 入－支 出			比 率 (B)/(A)
	21	22	計(A)	21	22	計(B)	21	22	計	
新白河	16,137 (117)	14,457 (133)	30,595 (250)	17,354	15,612	32,967	1,217	1,154	2,372	1.07
立 川	1,767 (100)	2,542 (136)	4,310 (237)	1,748	2,614	4,363	△19	72	52	1.01
米 子	20,049 (140)	18,344 (141)	38,394 (281)	21,656	19,912	41,568	1,606	1,567	3,174	1.08
佐世保	7,610 (112)	6,372 (116)	13,983 (229)	7,939	7,159	15,098	328	787	1,115	1.07
計	45,565 (471)	41,717 (526)	87,283 (998)	48,698	45,299	93,998	3,133	3,581	6,715	1.07

また、委託方式による場合は、各場外発売所又は各競馬場における販売品目ごとの売上額の0.5% から55% 相当額等が毎月又は競馬開催ごとに、管理料等として販売会社からファシリティーズに支払われていた。

そこで、委託方式による自動販売機及び売店等については、販売会社から支払を受けている管理料等を収入とし、貴会に支払っている施設の貸付料を支出として設置及び運営に係る収支をみると、表3 のとおりとなっていた。

表3 委託方式の収支状況 (単位：千円)

	支 出			収 入			収 入－支 出			比 率 (B) / (A)
事業年度 (平成)	21	22	計 (A)	21	22	計 (B)	21	22	計	
(場外発売所)										
室 蘭	26	26	53	612	513	1,125	585	487	1,072	21.22
釧 路	43	44	88	1,256	1,291	2,548	1,212	1,247	2,460	28.90
津 軽	819	586	1,405	4,547	4,210	8,757	3,728	3,623	7,351	6.22
新白河	553	651	1,205	9,726	8,754	18,480	9,172	8,103	17,275	15.33
銀 座	98	142	240	3,837	3,676	7,514	3,739	3,534	7,274	31.25
新 橋	101	137	239	2,200	2,014	4,215	2,098	1,876	3,975	17.57
汐 留	9,274	9,177	18,452	17,865	17,247	35,113	8,591	8,070	16,661	1.90
新 宿	195	213	408	3,205	3,059	6,265	3,010	2,846	5,856	15.34
後楽園	13,125	13,380	26,506	33,705	30,227	63,932	20,579	16,846	37,426	2.41
浅 草	2,945	3,066	6,011	15,179	14,626	29,805	12,234	11,559	23,794	4.95
錦糸町	4,257	4,093	8,351	16,802	15,632	32,435	12,544	11,539	24,083	3.88
渋谷	293	396	689	1,854	1,671	3,525	1,560	1,275	2,835	5.11
立 川	215	28	244	2,982	1,645	4,627	2,766	1,616	4,383	18.94
田 無	97	95	192	1,405	1,417	2,822	1,307	1,322	2,629	14.67
横 浜	1,648	1,787	3,436	14,927	14,621	29,549	13,278	12,833	26,112	8.59
伊勢佐木	1,929	1,898	3,827	9,588	9,550	19,139	7,659	7,652	15,311	5.00
新横浜	2,336	2,393	4,730	22,479	22,870	45,350	20,143	20,476	40,620	9.58
石 和	3,560	3,626	7,186	8,358	8,266	16,624	4,798	4,639	9,438	2.31
名古屋	5,134	5,231	10,366	27,019	27,195	54,214	21,884	21,963	43,848	5.23
京 都	299	277	577	595	522	1,117	295	244	540	1.93
難 波	1,602	1,616	3,219	29,378	26,147	55,525	27,775	24,530	52,305	17.24
梅 田	143	294	437	613	1,677	2,291	470	1,383	1,853	5.23
神 戸	338	340	679	1,701	1,451	3,153	1,363	1,111	2,474	4.64
米 子	2,218	2,245	4,463	19,812	18,611	38,424	17,593	16,366	33,960	8.60
小 郡	182	184	366	4,599	4,255	8,855	4,417	4,070	8,488	24.13
高 松	4,988	4,942	9,931	8,930	9,100	18,030	3,941	4,157	8,099	1.81
八 幡	2,996	3,046	6,043	8,400	8,560	16,960	5,403	5,513	10,916	2.80

(単位：千円)

	支 出			収 入			収 入－支 出			比 率 (B) / (A)
事業年度 (平成)	21	22	計 (A)	21	22	計 (B)	21	22	計	
(場外発売所)										
博 多	171	176	348	3,158	2,969	6,127	2,986	2,792	5,779	17.57
佐世保	2,080	2,139	4,220	4,909	4,476	9,385	2,829	2,336	5,165	2.22
(競馬場)										
福 島	143	144	288	1,625	1,420	3,045	1,481	1,275	2,757	10.56
新 潟	35	28	63	1,314	1,183	2,497	1,279	1,155	2,434	39.40
中 山	414	421	836	1,950	1,535	3,486	1,535	1,113	2,649	4.16
東 京	372	379	751	7,458	7,002	14,461	7,086	6,623	13,710	19.25
中 京	63	64	128	1,822	2,880	4,702	1,758	2,815	4,574	36.60
京 都	392	392	785	3,366	3,387	6,753	2,973	2,994	5,968	8.59
阪 神	40	40	80	615	569	1,185	575	529	1,104	14.74
小 倉	142	142	285	1,177	1,045	2,223	1,034	902	1,937	7.78
計	63,285	63,856	127,142	298,986	285,289	584,276	235,700	221,433	457,134	4.59

これらによれば、ファシリティーズは、全ての場外発売所及び競馬場において、自動販売機及び売店等の設置及び運営により、貴会に支払う施設の貸付料を上回る収入を得ており、21、22 両事業年度の合計額で支出額に対する収入額の比率をみると、直営方式は 4 場外発売所の合計で 1.07 となっていたのに対して、委託方式は 29 場外発売所及び 8 競馬場の合計で 4.59 となっていた。また、場外発売所又は競馬場ごとにみると、直営方式の最高は 1.08 となっていたのに対して、委託方式では最高 39.4、最低でも 1.81 となっていて、委託方式により設置及び運営している自動販売機及び売店等については、直営方式に比べて、より多くの利益を得ている状況となっていた。

委託方式による自動販売機及び売店等の設置及び運営の例を示すと、次のとおりである。

<事例>

貴会は、平成 21、22 両事業年度に新横浜場外発売所(横浜市所在)の施設の一部計 134.88㎡をファシリティーズに貸し付けており、21 事業年度 233 万余円、22 事業年度 239 万余円、計 473 万余円の貸付料の支払を受けている。そして、ファシリティーズは、販売会社 2 社に委託して、同施設に自動販売機 29 台及び売店 5 箇所を設置及び運営させており、販売会社との契約において自動販売機については売上額の 3 %、35% 又は 55%、売店については売上額の 10% 又は 15% の管理料等の支払を受けることを定めて、21 事業年度 2247 万余円、22 事業年度 2287 万余円、計 4535 万余円の管理料等の支払を受けていた(表 3 参照)。

イ ファシリティーズとの随意契約等

貴会は、場外発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置させるため、前記のとおりファシリティーズに対して随意契約により施設の貸付けを行っているが、その理由

について、ファシリティーズは、貴会から他の業務も請け負うなどしており、競馬開催日に各場外発売所に職員を配置しているため、自動販売機及び売店等の設置及び運営を効率的に行うことができること、また、ファシリティーズが直営方式により設置及び運営を行っている4場外発売所の一部の売店に関しては、従前の販売会社が経営不振を理由に撤退したという事情があったことなどによるとしている。

しかし、委託方式により自動販売機及び売店等を設置及び運営を行っているファシリティーズの業務は、一又は複数の事業年度ごとの販売会社の選定及び契約手続、並びに毎月又は競馬開催ごとの管理料等の請求、収受等であり、自動販売機に係る機械の設置、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充、機械及びその周辺の清掃等や売店等の営業は販売会社が行っている。したがって、ファシリティーズが競馬開催日に職員を場外発売所に配置していることにより自動販売機及び売店等の設置及び運用が効率的に行われているとは認められない状況となっていた。

また、ファシリティーズが委託方式により設置及び運営を行っている自動販売機及び売店等についてみると、場外発売所又は競馬場1か所当たりの販売会社数は1社から6社であり、29場外発売所及び8競馬場で延べ85社の販売会社に委託していた。そして、前記のとおり、貴会は、競馬場に食堂を設置させるための施設の貸付けについては一部において公募により相手方を選定している。

以上のことから、ファシリティーズが委託方式により自動販売機及び売店等の設置及び運営を行っている場合については、貴会は、原則として競争により直接委託先を選定して、契約することができると認められることから、貴会が自動販売機及び売店等を設置及び運営させるために、ファシリティーズに対して随意契約により施設の貸付けを行っているのは適切とは認められない。

また、競争を実施してもファシリティーズ以外に貴会から委託を受けようとする者がいないため、直営方式によらざるを得ない場合には、ファシリティーズに生じた利益を貴会が享受できるようにすることなどを考慮する必要があると認められる。

ウ 貴会が得ることができた増収額

ファシリティーズが委託方式により行っている自動販売機及び売店等の設置及び運営の業務について、貴会が直接販売会社に委託することとしていけば、ファシリティーズから施設の貸付料の支払を受けることができなくなるものの、販売会社からの管理料等の支払を受けることができることから、21事業年度2億3570万余円、22事業年度2億2143万余円、計4億5713万余円の増収を図ることができたと認められる。

(2) 共助会及び食堂業者等が設置している自動販売機及び売店等

貴会は、場外発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置させるため、ファシリティーズのほか、前記のとおり随意契約により共助会に対して、また、公募により選定するなどした食堂業者等に対して施設の貸付けを行っている(前掲表1参照)。

共助会及び食堂業者等は、国又は貴会の出資等がないために本院の検査権限が及ばないが、共助会及び食堂業者等が場外発売所及び競馬場に設置している自動販売機及び売店等は、ファシリティーズが委託方式により設置及び運営を行っている自動販売機及び売店等と差がなく、同様の形態で運営等がなされていると思料される。

そこで、本院は、貴会に対して、貴会の関連一般社団法人等である共助会が設置及び運

営している自動販売機及び売店等に関する契約の状況等について、貴会が調査して報告するよう求めた。

そして、貴会から提出のあった自動販売機及び売店等の設置及び運営に係る契約書の書式例によると、共助会は、ファシリティーズと同様に、自動販売機及び売店等の設置及び運営を委託方式により行ったり、仕入れた商品を自動販売機及び売店等で販売する直営方式により行ったりしていると認められた。

このため、ファシリティーズと同様に、共助会が委託方式により自動販売機及び売店等の設置及び運営を行っている場合には、原則として、競争により貴会が直接委託先を選定することとして、販売会社から管理料等の支払を受けることとし、また、直営方式により行っている場合は、生じた利益を貴会が享受することなどができるようにする必要があると認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、場外発売所及び競馬場に設置される自動販売機及び売店等については、その設置及び運営が委託方式により行われ多数の販売会社が存在するなどしており、競争により相手方を選定して、貴会が自ら契約を行うことができると認められるのに、委託方式により自動販売機及び売店等の設置及び運営を行っているファシリティーズ及び共助会に随意契約により施設の貸付けを行っている事態、また、競馬開催に伴う来場者を販売の対象としているのに、それによる利益がファシリティーズ、共助会等に帰属していて、貴会が享受していない事態は、いずれも適切でなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会において、来場者の便宜のために自動販売機及び売店等を場外発売所及び競馬場に設置するに当たり、競争性及び透明性を十分に確保した契約とすることの重要性についての認識が十分でなかったこと、自動販売機及び売店等の設置及び運営による利益を貴会が享受することについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

場外発売所又は競馬場への来場者の便宜のための自動販売機及び売店等は、今後も引き続き設置することが見込まれる。また、貴会が行う契約については、できる限り競争契約に移行するとともに透明性を確保することが求められている。

については、貴会において、自動販売機及び売店等の設置及び運営のための契約を抜本的に見直すことにより、契約の競争性及び透明性を確保するとともに、自動販売機及び売店等の設置及び運営による利益を享受することができるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア ファシリティーズ及び共助会に対する随意契約による施設の貸付けを廃止し、原則として競争により選定した自動販売機及び売店等の設置及び運営を自ら行う販売会社等と貴会が契約を行うものとする

イ 販売会社等との契約に当たっては、貴会が売上額の多寡を反映した管理料等の支払を受けることができるようにすること